

令和3年9月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 4 6 号 令和 3 年度射水市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 4 7 号 令和 3 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 8 号 令和 3 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 4 9 号 令和 3 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 0 号 令和 3 年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 1 号 射水市個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第 5 2 号 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 3 号 射水市市税条例の一部改正について
- 議案第 5 4 号 射水市手数料条例の一部改正について
- 議案第 5 5 号 射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 5 6 号 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 5 7 号 射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 8 号 令和 2 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 5 9 号 令和 2 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 報告第 8 号 専決処分の報告について
- 報告第 9 号 令和 2 年度射水市健全化判断比率の報告について
- 報告第 1 0 号 令和 2 年度射水市資金不足比率の報告について
- 報告第 1 1 号 令和 2 年度射水市継続費精算報告について（一般会計）
- 認定第 1 号 令和 2 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 2 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 3 号 令和 2 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 認定第 4 号 令和 2 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 認定第 5 号 令和 2 年度射水市水道事業会計決算認定について
- 認定第 6 号 令和 2 年度射水市下水道事業会計決算認定について
- 認定第 7 号 令和 2 年度射水市病院事業会計決算認定について

議案第 5 1 号

射水市個人情報保護条例の一部改正について

射水市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市個人情報保護条例の一部を改正する条例

射水市個人情報保護条例(平成 1 7 年射水市条例第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 4 条第 2 号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 1 9 条第 7 号」を「第 1 9 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年射水市条例第 4 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条中「第 1 9 条第 1 0 号」を「第 1 9 条第 1 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 53 号

射水市市税条例の一部改正について

射水市市税条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市市税条例の一部を改正する条例

射水市市税条例(平成 17 年射水市条例第 78 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第 34 条の 7 第 1 項中「租税特別措置法」の次に「(昭和 32 年法律第 26 号)」を、「該当するもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加え、「同項」を「法第 314 条の 7 第 1 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 10 条の 2 中第 24 項を第 25 項とし、第 23 項を第 24 項とし、第 22 項の次に次の 1 項を加える。

23 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第10条の2第24項を第25項とし、同条第23項を第24項とし、同条第22項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(3) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の射水市市税条例(以下「新条例」という。)

第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例による改正前の射水市市税条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の

個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、
なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部
分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分
までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 2 6 号)の施行の日か
ら令和 3 年 3 月 3 1 日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)
内に地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号。次項において
「改正法」という。)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 2 5 年法
律第 2 2 6 号)附則第 6 4 条に規定する中小事業者等(以下この項において
「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この
項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、
同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)
に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が
適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構
築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家
屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の
例による。

3 新条例附則第 1 0 条の 2 第 2 5 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に改正
法第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 6 4 条に規定する中小事業
者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定

する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第 5 4 号

射水市手数料条例の一部改正について

射水市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市手数料条例の一部を改正する条例

射水市手数料条例(平成 1 7 年射水市条例第 8 0 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 項第 7 号の表中 8 の項を削り、9 の項を 8 の項とし、1 0 の項から 1 4 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の射水市手数料条例の規定は、令和 3 年 9 月 1 日から適用する。

議案第 55 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2
6 年射水市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

「

目次中 第 5 章 事業所内保育事業(第 43 条 - 第 49 条) を

」

「

第 5 章 事業所内保育事業(第 43 条 - 第 49 条)

に改める。

第 6 章 雑則(第 50 条)

」

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年射水市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

「

目次中 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 5 2 条・第 5 3 条） を

」

「

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 5 2 条・第 5 3 条） に改める。

第 4 章 雑則（第 5 4 条）

」

第6条第2項から第6項までを削る。

第39条第2項を削る。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録)

第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって

次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとする

るときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供

を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例(平成 20 年射水市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「起算して 5 年以内」を「令和 5 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 8 号

令和 2 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 2 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金 5 8 8 , 0 3 3 , 5 2 5 円のうち 3 0 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円を資本金に組み入れるとともに、2 8 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 59 号

**令和 2 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて**

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、
令和 2 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金 712,001,499 円
のうち 328,000,000 円を資本金に組み入れるとともに、384,0
00,000 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
19	令和 3 年 7 月 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 776,600円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 3 年 1 月 10 日 場 所 射水市南太閤山 14 丁目地内
20	令和 3 年 7 月 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 612,811円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 3 年 1 月 11 日 場 所 射水市津幡江地内
21	令和 3 年 7 月 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 90,200円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 3 年 1 月 11 日 場 所 射水市戸破地内

専決処分 番号	専決処分年月日	専決処分の内容
2 2	令和 3 年 7 月 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 299,200円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市三ヶ地内
2 3	令和 3 年 7 月 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 99,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市片口高場地内
2 4	令和 3 年 7 月 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 86,900円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市射水町一丁目地内
2 5	令和 3 年 7 月 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 192,500円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市八塚地内
2 6	令和 3 年 7 月 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 261,690円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市作道地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
27	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 144,100円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市戸破地内
28	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 300,300円 2 和解及び損害賠償の相手方 南砺市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市高場新町三丁目地内
29	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 74,800円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市戸破地内
30	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 145,200円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月8日 場 所 射水市黒河地内
31	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 64,900円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月16日 場 所 射水市三ヶ地内

専決処分 番号	専決処分年月日	専決処分の内容
3 2	令和 3 年 7 月 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 64,900円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月19日 場 所 射水市浄土寺地内
3 3	令和 3 年 7 月 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 154,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市橋下条地内
3 4	令和 3 年 7 月 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 80,300円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市戸破地内
3 5	令和 3 年 7 月 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 342,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市三ヶ地内
3 6	令和 3 年 7 月 9 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 125,493円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年2月18日 場 所 射水市橋下条地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
37	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 179,300円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年2月18日 場 所 射水市手崎地内
38	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 117,370円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市片口高場地内
39	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 33,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月8日 場 所 射水市浄土寺地内
40	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 64,570円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市橋下条地内
41	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 84,700円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市太閤山1丁目地内

専決処分 番号	専決処分年月日	専決処分の内容
4 2	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 214,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市庄西町二丁目地内
4 3	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 52,800円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市庄川本町地内
4 4	令和3年7月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 340,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市水戸田地内
4 5	令和3年7月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 65,692円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市戸破地内
4 6	令和3年7月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 141,900円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市黒河地内

専決処分 番号	専決処分年月日	専決処分の内容
47	令和3年7月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 241,577円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市戸破地内
48	令和3年7月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 440,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市水戸田地内
49	令和3年7月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 95,700円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市赤井地内
50	令和3年7月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 111,774円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月12日 場 所 射水市東明西町地内

報告第 9 号

令和 2 年度射水市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

健全化判断比率

(単位 : %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(1 2 . 0 6)	(1 7 . 0 6)	8 . 8 (2 5 . 0)	8 8 . 8 (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「 - 」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第 10 号

令和 2 年度射水市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 2 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	9.5

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20.0%

(別紙)

射監第69号
令和3年8月25日

射水市長 夏野元志様

射水市監査委員 村上欽哉

射水市監査委員 折橋清弘

射水市監査委員 高橋久和

令和2年度射水市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

令和2年度射水市健全化判断比率の審査意見

1 審査の対象

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年7月21日から令和3年8月11日まで

3 審査の方法

市長から提出された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.06
連結実質赤字比率	—	17.06
実質公債費比率	8.8	25.0
将来負担比率	88.8	350.0

(注)「—」の表示は、赤字がないことを表している。

5 審査の意見

令和2年度の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも前年度に続き赤字は発生しておらず、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

また、実質公債費比率は8.8%で前年度(9.2%)に比べ0.4ポイント、将来負担比率は88.8%で前年度(89.7%)に比べ0.9ポイントそれぞれ低くなっており、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後とも、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

令和2年度射水市資金不足比率の審査意見

1 審査の対象

令和2年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年6月14日から令和3年8月11日まで

3 審査の方法

市長から審査に付された令和2年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	9.5	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足がないことを表している。

5 審査の意見

令和2年度は、病院事業会計において、経営健全化基準を下回っているものの、資金不足比率が9.5%と前年度(6.6%)に比べ2.9ポイント高くなっていることから、早急に具体的な資金不足解消の対策を講じ、経営の健全化を図られたい。

そのほかの公営企業2会計については、概ね良好な状態にあるが、今後、厳しい経営状況になることが見込まれることから、引き続き資金不足比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、健全な財政運営に努められたい。

報告第 1 1 号

令和 2 年度射水市継続費精算報告について（一般会計）

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により調整した令和 2 年度射水市継続費（一般会計）の精算について、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和2年度射水市継続費精算報告書（一般会計）

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較				
				左の財源内訳		支出済額	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		特 定 財 源	左の財源内訳			
				年割額	特 定 財 源		一般財源	特 定 財 源		一般財源	特 定 財 源		一般財源			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
4	衛生費	1 保健衛生費	令和 2年度	1,452,620,000	1,379,900,000	72,720,000	239,330,000	227,300,000	12,030,000	1,213,290,000	1,152,600,000	60,690,000				
			計	2,708,678,000	2,571,100,000	137,578,000	2,706,842,889	2,569,400,000	137,442,889	1,835,111	1,700,000	135,111				

認定第 1 号

令和 2 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度射水市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 2 号

**令和 2 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 3 号

令和 2 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 4 号

令和 2 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令
和 2 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員
の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 5 号

令和 2 年度射水市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、
令和 2 年度射水市水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて
議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 6 号

令和 2 年度射水市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度射水市下水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 7 号

令和 2 年度射水市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、
令和 2 年度射水市病院事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて
議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

